

# 個人番号及び本人確認について

番号法制度の実施に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降の申請については下記の利用目的において申請者等の個人番号が必要となります。

つきましては、別紙申請書の記入例に沿ってご記入ください。ご提出の際は、下記の必要書類をご持参いただきますようお願い申し上げます。

ご提供いただいた個人番号は、番号法に基づき適正に管理いたします。

## 利用目的

- 障害者総合支援法に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表第 1 第 84 項）
- 児童福祉法に関する事務（番号法第 9 条第 1 項 別表第 1 第 8 項）

## 必要書類

### 1 個人番号の確認について（申請者及び代理人のいずれが窓口で申請する場合も、対象者の番号確認が必要です。）

- 障がい者（18 歳以上）・・・申請者（障がい者）及び配偶者
- 障がい児（18 歳未満）・・・申請者（保護者）・障がい児・障がい児の同一世帯員
- 個人番号カード（コピーは不可） 代理人が窓口で申請する場合は、コピーも可
- 通知カード（コピーは不可） 代理人が窓口で申請する場合は、コピーも可

### 2 窓口で申請（届出）する人の本人確認について（すべて、コピーは不可）

	本人	本人以外
写真あり * 1 点	個人番号カード 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等 市が適当と認めるもの ・官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類で、個人識別事項の記載があるもの 社員証、学生証、無線従事者免許証、宅地建物取引主任者証、船員手帳 等	代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 市が適当と認めるもの ・官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類で、個人識別事項の記載があるもの 社員証、学生証、無線従事者免許証、宅地建物取引主任者証、船員手帳 等
写真なし * 2 点以上	健康保険証、介護保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 市が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるもの） ・社員証、学生証、福祉医療費受給者証 その他これらと同等の書類 ・公印（電子公印含む）の押印がある官公署から発行・発給された書類 ・地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書 ・印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、住民票 その他これらと同等の書類	本人の場合と同じ

\* 個人識別事項とは、 氏名、 生年月日又は住所が記載されているもの

### 3 代理権の確認について

代理権の確認のため、下記の書類が必要です。

法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証する書類（コピーは不可）

任意代理人の場合は、委任状（記入については、裏面参照）

が困難な場合は、市が適当と認める書類 個人識別事項の記載があるものに限る（コピーは不可）

受診者本人の個人番号カード、通知カード、健康保険証その他本人しか持ち得ない書類

裏面もご覧ください